

市議会だより

No. 207

平成 22 年 11 月 1 日

編集・発行 島原市議会だより編集委員会
島原市上の町537番地

TEL 6 2 - 8 0 2 7 FAX 6 4 - 6 5 8 8

ホームページアドレス <http://www.city.shimabara.lg.jp/gikai/>



秋晴れのもと、豊後高田市親善訪問団とともににぎわった、しまばら温泉不知火まつり

平成
二十二年 九月定例会

島原市議会議員の定数を二十三名から二十一名とする

島原市議会議員定数条例の

一部を改正する条例を可決

平成二十二年年度島原市一般会計補正予算を可決

平成二十一年度各特別会計決算を認定

おもな内容

平成二十二年九月定例会の概要	二ページ
議会ひとくちメモ	二ページ
会期日程	二ページ
市政一般質問	三ページ
委員会活動	十一ページ
九月定例会付議事件	十五ページ
市議会シンポジウムのお知らせ	十八ページ

平成二十二年九月 定例会の概要

平成二十二年九月定例会は、九月二日に開会し、二十二日まで二十一日間の会期で開きました。

定例会初日の二日には、継続審査としておりました島原市有明町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の委員会審査報告を受け、原案を否決しました。引き続き、市長から提出された議案の上程、説明が行われました。

六日から九日には、十五名の議員の一般質問を行い、九日の一般質問終了後には市長提出の議案に対する質疑を行った後、各議案の委員会付託を行いました。

十日、十二日から十四日及び十六日には、各常任委員会、予算審査特別委員会を開き、付託された議案の審査を行いました。

最終日の二十二日には、各常任委員長、予算審査特別委員長の委員会審査結果報告を受け、各委員長報告に対する質疑、討論、採決を行いました。

市長提出の議案は十議案を可決し、八議案を認定しました。引き続き、平成二十一年度島原市一般会計歳入歳出決算の一議案が提案され、議案質疑の後、決算審査特別委員会に付託し、継続審査としました。

また、人権擁護委員の候補者の推薦については、金子加代子氏、松本力氏、平野美緒子氏、上田幸治氏に同意し、また、議員提出の「島原市議会議員定数条例の一部を改正する条例」を可決しました。

議会ひとくちメモ (24)



○所管事務の調査とは

常任委員会は、その部門に属する事務に関する調査を行い、議会運営委員会は、議会の運営に関する事項等について調査を行う権限を有しており、この委員会固有の権限に基づく所管事務の調査のことをいいます。

元来、常任委員会は、議会の予備的審査機関として、議会から付託された事件を審査し、その結果を報告し、議会として最終的な意思決定に資することを主な目的としています。したがって、常任委員会は、受動的に案件を審査することが常態となっています。

しかし、所管事務調査権は、常任委員会及び議会運営委員会が自主的にその所管事務を取り上げ、積極的に調査を行うことができる特異な権限です。

所管事務調査は、委員会の意図する調査事項に対して、必要により、長をはじめとする執行機関からの説明の聴取、書類、資料などの提出要求などの方法によって行うこととなります。

所管事務調査は、委員会の自主的な決定があれば十分ですが、調査をする場合には、その事項、目的、方法などをあらかじめ議長に通知しなければならぬことになっています。

会期日程

九月

- 二百(木) 本会議 委員会審査報告、表決
議案上程、説明
- 三百(金) 休 会 議事整理
- 四百(土)
- 五百(日)
- 六百(月) 本会議 一般質問 (五名)
- 七百(火) 本会議 一般質問 (四名)
- 八百(水) 本会議 一般質問 (四名)
- 九百(木) 本会議 一般質問 (二名)
- 十百(金) 委員会 付託案件審査(総務委員会)
- 十一百(土)
- 十二百(日)
- 十三百(月) 委員会 付託案件審査(産業建設委員会)
- 十四百(火) 委員会 付託案件審査(教育厚生委員会)
- 十五百(水) 休 会 議事整理
- 十六百(木) 委員会 付託案件審査(予算審査特別委員会)
- 十七百(金) 休 会 議事整理
- 十八百(土)
- 十九百(日)
- 二十百(月)
- 二百一(火) 休 会 議事整理
- 二百二(水) 本会議 委員会審査報告、表決

島原市議会には有線FMが
FM100.7で放送されています。

カボチャテレビ・ひまわりテレビ
FMしまばら(88.4メガヘルツ)

市政のそばに聞きたか!!

一般質問

9月定例会で15人が横田市政を

問う!



掲載している内容は、一般質問を行った議員の質問と市当局の答弁の要旨です。

その他の質問および詳しい内容については、会議録をご覧ください。会議録は、議会事務局、情報公開室のほか市内各公民館、島原・有明図書館などでもご覧いただけます。

また、市議会ホームページで島原市議会会議録が検索できます。

島原市議会ホームページアドレスは <http://www.city.shimabara.lg.jp/gikai/>

市の人口減少対策について



新風会 北浦 守金 議員

Q 人口減少の原因は何か。

A 全国的な少子・高齢化の進展による自然減、また、工場の海外移転や公共事業の減少による地方での雇用機会の減少も大きな要素で、加えてコスト競争による商店街等の雇用力の減少もある。

Q 人口減少の対策はあるのか。

A 第一次産業の振興に加え、それらの加工を中心とした製造業などの第二次産業の充実、また本市が有する豊富な観光資源を活用した第三次産業を通じて交流人口の拡大を図り、経済基盤を充実させていくことが必要である。また、公共機能の充実したまちづくり、交通情報ネットワークづくり、安全・安心な暮らしづくり、自立・協働のひとづくりなどの施策を揚げて取り組んでいきたい。

Q 人口減少に歯止めをかけるために地域高規格道路の早期完成が最優先課題と考えるが、進捗状況と市としての取り組み状況

はどうか。また、計画区間である出平町から愛野町までの間はどうか。

A 島原中央道路は、面積ベースで九十九・六%、地権者ベースで九十九・二%の協力をいただいている。工事の進捗状況は、四五キロメートル全線で工事が着工し、トンネル工事についても、九百五メートルのうち七百三十九メートルまで掘削が進んでいる。八月二十四日に知事、県議会議長に要望したところ出平町から愛野町間については、具体的な工事を着工したいという話があったので、実現できるように地域を挙げて取り組む必要があると思う。

環境問題について

Q 温暖化対策の取り組みはあるのか。

A 二十年四月に島原市地球温暖化防止対策行動計画が策定され、マイバツクの推進やレジ袋削減、ごみ減量化、電気の節電・節減、環境教育の推進を目標に、市民の理解や協力を呼びかけるために、昨年度は全世界にその概要版を配布した。また、市役所内でも十九年度を基準として二十一年度から二十五年まで温室効果ガス総排出量を六%削減する目標を掲げている。

【その他の質問項目】

◇船津地区の高潮対策について



新風会
本田 順也
議員

▼国勢調査と住民基本台帳について

Q 国勢調査の目的は何か。また今回の調査ではどのようなことを調査するのか。

A 統計法に基づき、十月一日現在の市町村及び世帯に関する調査で、国及び地方公共団体における各種行政施策のための基礎資料を得ることを目的として五年毎に実施されている。調査事項は、世帯員に関する事項で氏名、男女の別、国籍、居住期間、仕事の種類など、世帯に関する事項で世帯の種類など二十項目の調査が行われる。

Q 前回と今回の調査の違いはあるのか。

A 今回の調査では、個人情報保護意識の高まりを踏まえ、全世帯が調査票を封筒に入れて提出する方法に改善され、昼間不在の人や留守がちな人のために郵送による提出が新たに導入されている。

Q 国勢調査と住民基本台帳の相違点は。

A 国勢調査は住民票などの届け出に関係なく、ふだん住んでいる人をふだん住んで

いる場所で世帯ごとに調査するものである。住民基本台帳は届け出によるもので、届け出の状況が人の判断に左右される。また、住民基本台帳では、住宅や仕事の状況などの実態は得られないが、国勢調査ではそのような行政施策に必要なデータも得られる。

Q 国勢調査のあいまいな点を補うために市ではどのような取り組みをされるのか。

A 全世帯が調査票を封筒に入れて提出することにより調査員が調査票を見ることがないため、より信頼性の高い統計としての資料が得られると考えている。

Q 民生委員の職務のためにも住民基本台帳に変わるものが必要と考えるがどうか。

A 世帯名簿など個人に関する情報は、プライバシー保護の観点から提供していない。

▼少子化対策について

Q 今年の婚活などのイベント活動はどう考えているのか。

A 昨年度はウインターナイトファンタジアめぐりあい事業を実施したが、今年度は、若い人たちの意見を取り入れるため協議会方式で実施したいと考えている。また、農業後継者をはじめ仕事の性質上、異性と出会う機会が少ない方にも着目したイベントの実施に向けて取り組みたい。



新緑クラブ
酒井美代子
議員

▼産業振興における農業政策について

Q 島原市の農業の現状と今後はどう考えているのか。

A 農業生産の現状については、基幹品目である大根、ニンジン、白菜等の野菜や牛、豚、鶏等の畜産に加え、米、花き、葉たばこ等、県内でもトップの生産性を誇っている。今後も消費者の求める農産物を的確に把握し、園芸作物は省力化や規模拡大を進め、畜産は低コスト化や品質向上により産地の強化を図ることが重要である。

Q 産地化、ブランド化、市場開拓についてどう考えているのか。

A 大根、ニンジン、鶏卵などを関西地区を中心に出荷され、出荷時期によっては、消費地において高いシェアを占めるほどの供給量と高い品質を誇っている。こうした農産物の流通確立は、生産者の努力と信頼によって築き上げられたものだが、今後PRを積極的に展開し、一大生産地としての島原のイメージを向上させ、多くの消費

者や流通関係者に認識していただくことで新たな市場開拓を支援していきたい。

Q 他産地、他ブランドとの差別化と認証制度導入の考えはあるのか。

A 本市の代表的な野菜である大根、ニンジンは全国的に広く栽培されている品種が本市でも栽培されており、他産地との差別化は難しい。また品質管理においても、すでにトレーサビリティなどを実施したり、独自の基準で品質管理に努められ、統一的に農産物の品質に対する基準や、認証制度を設けることは難しい。

Q 流通コストを軽減する施策はあるのか。

A 島原の農産物の魅力を認識していただくためのPRを行い、そして取引量をふやすことにより、流通コストの軽減を図ることも一つの方法であるので、ホームページやパンフレットなどで継続して情報発信し、大消費地での物産展やイベントに積極的に出展してPRに努めるといことが当面の活動の大きな項目である。

Q 農業経営のあり方で基礎となる担い手の人材確保の具体策はあるのか。

A 農業後継者として新たに従事される方に奨励金を支給する制度を開始し、今後の農業の重要な担い手として大いに期待している。



新眉山クラブ
馬渡 光春
議員

▼島原道路について

Q 島原中央道路の進捗状況はどうか。
A 八月一日現在、面積ベースで九十九・六％、地権者ベースで九十九・二％。全線で工事に着手しており、トンネル工事は、全長九百五メートルのうち七百三十九メートル掘削。十一月の初めには貫通する。

Q 開通に向けての今後のスケジュールと課題をどう考えているのか。
A 平成二十四年十月までには全線の供用ができるよう工程を組んである。残りの用地取得も鋭意努力されており、市、国、県と一緒に完成に向けて努力する。

Q 開通後の効果や課題、対策はどうか。
A 市内中心部の渋滞緩和、災害時の代替道路の機能をあわせ持つことが期待されるが、開通後は広域農道を利用する車が増加する可能性がある（現在も当初計画の五倍）。今後も島原道路の早期の全線開通を関係機関とともに国や県に要望していく。

Q 国、県への建設要望や陳情の状況と見

通しはどうか。

A 民主党幹事長室、地元選出国会議員及び国の関係機関、さらに長崎県知事、県議会議長に対して要望を行った。県知事からは計画路線の出平から愛野間を一刻も早く着手したいと初めての前向きな回答があった。

Q 出平町―愛野町のルートはどうなるか。
A 島原半島地域の交通機能強化検討委員会で、海側、山側、広域農道沿いのルートが示され、費用対効果の面から広域農道に沿った形の可能性が高い。

▼消費者対策について

Q 消費者対策の現状はどうか。
A 市民の相談等に迅速に対応するため、市民相談センターを設置したが、今年四月から島原市消費生活センターを併設し、人員は二名体制で行っている。

Q 長崎県消費者行政活性化計画を県は策定したが、本市の対策はどうか。
A 安心して相談できる体制の充実、専門的な相談にも対応できる体制の整備、啓発事業の強化を活性化方針として策定した。

【その他の質問項目】

- ◇環境対策について
- ◇通学路の安全対策について



新緑クラブ
山本 由夫
議員

▼自治体のシンクタンクについて

Q 市長の諮問機関の現状はどうか。
A 広く各界の意見を拝聴する目的から、島原市の条例に基づき報酬が支払われる審議会、委員会等は、現在二十九あり、さまざまな立場から多角的に市の施策について論議いただいている。

Q 長崎都市経営戦略推進会議、長崎サミットの島原版はできないのか。
A この会議は地域の政策形成力を総合的に発揮する存在だと思っているが、できたばかりであるので、本当にそういう力を発揮できるか見守っていく必要があると思う。

Q 市のシンクタンク化の強化と市職員の研修体制はどうなっているのか。
A 今後いろいろな意見を反映させるために各界の皆さんと連携を図りながら、審議会、委員会などで活発な論議をいただくことをお願いしたい。また、職員一人一人が行政のプロとして高い専門能力や先見性、

洞察力を持った市役所になる必要がある中で、基本的な能力形成として、研修会には積極的に参加するよう職員にも督促している。また、県との人事交流も行っているが、幅広にいろいろな形で交流も取り組んでいく必要があると思う。

▼観光振興について

Q 商品力の強化の見解はどうか。
A 本市には湧水、温泉、歴史、文化、豊かな農産物などの素材があり、こうした素材はすべてジオの恵みである。世界が認めた島原半島ジオパークとして、新たな視点で付加価値をつけながら、商品としてPRしていく必要があると思う。今後も観光資源の掘り起こしと再発見に取り組みたい。

Q 受け入れ態勢の強化はどうか。
A 観光協会では旅館組合やタクシー乗務員を対象とした接客サービスの研修を毎年行っている。また、観光ボランティアは定期的な研修を行っており、連絡体制の強化についても協議していただきたいと思っている。また、外国語研修は二十四年に開催されるジオパーク国際ユネスコ会議を見据え、毎週一回、一般と業界を分けて半年間の研修を行う体制をスタートさせたい。

【その他の質問項目】

- ◇市の事業のフォローについて



公明党 永尾 邦忠 議員

▼少子高齢化と人口減少の中での、定住促進とコンパクトシティーへの将来像について

Q 本市の取り組みとその成果はどうか。

A 本市では、平成十八年度から県が主催しているながさき田舎暮らしキャラバンに参加し、Uイーターン者の情報収集、PRに努め、相談された方のうち三世帯七人の移住を確認している。

Q しまばら田舎暮らし情報のアクセス数と効果は。また、定住促進の施策はどうか。

A 市のホームページ及び総務省の交流居住ポータルサイトにおいて情報発信を行っており、Uイーターンの相談で市に直接あったものが八十二件、交流居住ポータルサイトを通じてのアクセスが年間六百件である。また、定住促進の施策は、Uイーターン以外にも、現に生活されている方がいかに地元に残っていただけかということも重要であり、福祉、教育の施策の充実、地域経済の活性化に向け取り組むことが基本である。

Q 雲仙暮らしの体験施設は半島で唯一の短期滞在型の体験施設だが、本市での検討課題ではないか。また、空き家の調査状況と活用についてどう考えているのか。

A 農林漁業体験施設である舞岳山荘の活用を検討したい。また、県の宅建協会の島原支部によると、戸建貸家の空き状況は、昨年の九月現在で六九軒、集合住宅で百八十六室と聞いているが、同協会の管理していない分については十分把握できていない。

Q 企業誘致に対して現実的な考察は。

A 現在の経済情勢、地理的条件を考えると非常に厳しいが、農林水産業と食品製造業などの連携に対する支援制度の検討を行いたい。

Q 地域交通網、特に諫早インターまでの高速道路の実現性、可能性はあるのか。また、買い物弱者や通院弱者のための交通インフラ整備の計画を示してほしい。

A 県も国と協議していきたいという前向きな姿勢が出てきたので、ぜひ実現しなければいけないと考えている。また、バス、ジャンボタクシーによる実証運行を重ね、利便性の高い公共交通の整備に取り組みたい。

【その他の質問項目】

◇交流人口とジオパークについて



政策研究会 中川 忠則 議員

▼島原市敬老祝金支給要綱について

Q 九月二日から敬老の日までに該当する人に支給されない事態をどう考えるのか。状況により要綱の変更は可能ではあるか。

▼地区社会福祉協議会について

Q 各地区にある地区社協は独立しているのか。

A それぞれに独立した機関である。

Q 事業の内容は。また、予算はあるのか。

A 会食・配食サービスや世代間交流事業等であり、市社協の予算に、推進事業助成金等が四百四十七万円が計上されている。

▼印鑑登録証交付の取り扱いについて

Q 印鑑登録証の再交付のとき、なぜ実印が必要なのか。(実印は紛失していない)

A 新規登録と同様の手続きとなる。

▼猛暑対策について

Q 小・中学校の体育館にクーラーを設置する考えはないのか。

A 文科省の動向等も見ながら検討したい。

Q 小川や緑をふやして森の中に市があるような街づくりに取り組めないか。

豊かな湧水と緑を生かしたまちづくりを推進しているので、今後、市内の緑化に向けて取り組みたい。

▼専決処分の承認・不承認の取り扱いについて

Q 国民健康保険条例の改正、市長や職員ボーナス半減、議員報酬の日当制等が専決処分され、議決が不承認の場合の取り扱いはどうなるのか。

A 不承認であっても、専決処分の効力には影響しないとされている。

Q 国や県は市議会を開かせることはできるのか。

A 長に議会を招集するよう促すこととはできると思うが、法的強制力はない。

▼夏休みについて

Q 共働き世帯の増加により、夏休み期間中の児童・生徒と社会教育はどのようにかわることができるのか。

A 各公民館で寺小屋式的な教室を開く準備を進めており、将来的には夏休み期間中にも、教室を開きたいと考えている。

Q プール利用時の監視体制はどうなっているのか。

A 各学校で監視員の数に差はあるが、市、学校、育友会で連携して監視し、子供たちの活動の場として開放したい。

【その他の質問項目】

◇百歳以上の市民の生存調査について



新眉山クラブ
山下 博正
議員

▼観光行政について

Q九州各地で観光連携が広がる中、長崎県はどのようなスタンスなのか。また、島原半島三市で島原半島観光連盟が結成されているが、どのような事業がなされ、組織の拡大は考えられないのか。

A広域観光連携の状況は、県内では三つの地域が観光圏事業に取り組んでいる。島原半島三市と熊本県天草地域の三市一町で構成する雲仙天草観光圏のように県域を越え広域連携に取り組んでいるものもある。

島原半島観光連盟は、島原半島全域を対象として観光マップの作成やクーポン事業、雑誌・マスクミ等でのPR、半島三市が参加した修学旅行誘致活動などに取り組んでいる。また、島原半島ジオパーク推進連絡協議会と同じ場所に事務所を置き、互いに連携を取りながら事務局の強化を図っている。

▼精霊流しについて

Q精霊流しをリニューアルし島原の活性化につなげていくべきだと考えるが、現状

をどう考えるか。

A精霊流し行事は、伝統行事として全市一体となった取り組みを行うため、精霊流し行事実施協議会で運営がなされている。白山地区健全育成協議会では精霊船づくりから子供たちと一緒に地域ぐるみで取り組んでおり、保存、継承に大きく貢献されている。今後とも協議会と連携しながら、あり方について検討していきたい。

Q灯笼の灯りを使う割には華やかさがなく、演出の工夫が足りないのではないかと、切子灯笼は島原独特の形で郷土の伝統工芸であり、精霊船を担いでかけ声を合わせ進む姿は勇壮で、ほかとは違った魅力を醸し出していると考えている。

Q観光資源としての戦略的な活用がなされていないのではないかと、観光形態として参加型、体験型の観光が注目され、全国各地で取り組みが行われている。精霊流し行事などの伝統行事に参加、体験してもらうことは、知名度向上とイメージアップにつながり、観光振興に寄与すると考えるので、今後精霊流し行事実施協議会と一緒に、受け入れ態勢などを考慮しながら検討していきたい。

その他の質問項目
◇環境行政について



真政の会
安藤 幽明
議員

▼組織改革について

Q今度の組織改革に対する市民の評価はどのようなものと理解しているのか。また、職員の中での変化と評価はどうか。

A市民皆様からのわかりづらい等の意見も少なくない、慣れ親しんだ名称の変更に對する抵抗感も薄らいだと考えるが、今後とも市民の皆様様に混乱が長引かないよう努力したい。また、部制導入の意図は、職員の総戦力を目指すことであり、できる限り速やかにその目的が達成されるよう意識改革に努めており、職員もそうした共通認識のもと業務に当たるよう、さらに努力しなければいけない。

Q今回の龍馬像の受け入れまでの経過はどうなっているのか。なぜ必要なのか。

▼龍馬像について

A県観光連盟及び日本サッカー協会から、龍馬像移設の提案を受け、七月十二日の全議員協議会で、受け入れの方向でサッカー協会と折衝したい旨を説明し、翌日上京し承

諾いただいたところである。この像を島原に持つてくることによりサッカーのメッカにしたいという思いもある。また、四年後には国体が開催されるが、その成功に向けたシンボルとして、また、スポーツイベントや観光誘致の目玉として設置することは有意義ではないかと思いい、そのために幅広く、市民の賛同を得るため募金活動を実施することにした。

▼都市計画道路について

Q①二十二路線の進捗状況、②長池三会線、靈南山ノ神線の進捗状況とその後計画はどうなっているのか。

A①二十二年三月末の整備状況は、全線完了、一部完了及び暫定供用を合わせて、十八路線の約二十六キロメートルで、進捗率は五十七%である。

②長池三会線の萩が丘一丁目以南については、再度、県に要望したところであり、靈南山ノ神線については、用地交渉を進めており、二十四年度末の完成を目標としている。その後、長池三会線につなげるように推進していきたい。

その他の質問項目

◇海浜公園について
◇集団検診について



新眉山クラブ
松井 大助
議員

▼市の消毒について

Q 島原市保健環境連合会のメンバーはどうなっているのか。

A 町内会・自治会連合会の有明、三会、杉谷、森岳、霊丘、白山、安中の七地区の連絡協議会で構成されており、住民の健康増進、環境保全及び公衆衛生の向上発展に努め、明るく住みよい健康なふるさとを建設することを目的に、平成二十年四月に設立されている。

Q 煙霧消毒の工夫賃金の補助はなぜなくなったのか。

A 消毒を実施するに当たっては、保健環境連合会の総会で実施方法、他市の状況などについて時間をかけて検討され、今年度見直しが行われた。見直しの内容は、消毒作業に係る人夫賃金相当の助成を廃止するとされた。なお、消毒を希望する町内会、自治会には、これまでどおり機材の貸し出し及び薬剤、燃料費は支給されることになっている。

Q 市としての対応はどう考えているのか。

A 具体的な実施方法及び消毒のあり方については、保健環境連合会の決定を尊重したいと考えている。また、衛生害虫駆除事業を保健環境連合会が主体となり実施していただいているが、市は必要に応じて支援し、今後も保健環境連合会で協議し、より効率的、効果的に実施していただきたいと考えている。

▼合併浄化槽設置に伴う処理水の放流について

Q 合併浄化槽を設置したくてもできない地域は、私道を市道にして、側溝の整備を進めることはできないのか。

A 合併浄化槽設置に伴う処理水の放流は、浄化槽を設置する際に設置届を出していたとき、それに基づき市道側溝等への放流を認めている。また、市道側溝以外に放流しようとする場合には、所有者や管理者の承諾を得て放流するように意見を申し添えている。なお、市道になっていない道路を市道認定するかどうかについては、基準を定めており、その基準に照らし合わせて個別相談に応じ判断している。



▼コンパクトシティの市役所像について

Q 島原市庁舎整備懇話会の提言内容と、市長の考え方及び今後の展開は。

A 昨年七月に懇話会を設置し、約一年間、五回にわたり御論議いただき、先月末に提言をいただいた。庁舎建設の必要性については、現庁舎は老朽化によって市民サービスの向上や効率的な行政運営を図る上で支障を来している。また、耐震性が確保されておらず、これらを抜本的に改善するには、新庁舎の建設が必要であり、合併特例債の活用が望ましいとされている。庁舎の機能については、新庁舎は市民に身近に開かれた庁舎であり、また、災害時には防災拠点の役割を果たす必要があるとされている。建設場所については、庁舎建設を新しい島原市のまちづくりの一環としてとらえ、中心市街地の活性化に資するよう配慮が必要であるとされている。また、財政面、まちの歴史、交通の便などを踏まえ、現在地及びその周辺を活用した建てかえが望ましいものと考えられるとされている。



政策研究会
松坂 昌應
議員

島原市庁舎整備懇話会の意見を十分吟味させていただき、新庁舎建設が市の活性化につながるよう議会とも十分御相談しながら、建設構想に着手させていただきたい。合併特例債を活用することが望ましいことから二十七年までに事業を完了させたい。

Q この提言書では庁舎建設によりコンパクトシティを目指すとしているが、コンパクトシティとはどのような考えなのか。

A 一般的な概念としては、郊外への開発拡大を抑制し、農地や緑地の保全を図るとともに、商業・業務機能に偏った市街地中心部に居住空間を整備して都心居住を進めるといふ考え方である。

▼固定資産税が高過ぎるのでは

Q 商店街の地価は下がっているのに、固定資産税は上がり続け、商店主たちは苦勞している。

A 平成三年をピークに商店街の地価は現在、約四分の一になっている。平成六年の国の税制見直しのため、固定資産税は平成十年ごろまで上がり続けたが、現在、ピーク時の半分以上まで下がっている。

【その他の質問項目】

◇住民基本台帳の問題点



社会民主党 松本 匠 議員

▼「サムライブルー龍馬」設置事業について

Q ①費用明細、②作成原価、③耐用年数とメンテナンス、④スポーツ観光への効果、⑤費用対効果はどうなっているのか。

A ①龍馬像の移送経費に百九十三万九千円、工事費に四百二十万円、設置業務委託料に百三十九万七千円、その他の経費を含め合計八百八十六万三千円を見込んでいる。②約千百万円、③設置場所等の条件や気象条件が大きな要因を占めるが、業者によると、四年後の国体までは十分に耐えることができるとのことである。また、塗装の寿命は二年を目安としており、二年後には再塗装が必要と見込んでいる。④龍馬像が島原にあることが知られることにより、スポーツイベントの誘致や観光面でも波及効果が期待できると考えている。⑤具体的な試算はしていないが、島原復興アリーナと雲仙岳災害記念館の利用者が10%増になれば、約三億円の経済効果という試算になる。

Q ①八百八十六万三千円の他事業活用と

の比較、②大河ドラマ終了後の観光等への影響、③坂本龍馬の人生と本市での歴史を考えたときのキャラクター的扱いの正当性、④予算が議決されていない段階での市民寄附はどう考えているのか。

A ①他事業の宣伝費と比較すると、ジョパーク関連の啓発看板の経費は、年間三百九十六万円かかっている。②大河ドラマ放送の翌年は観光客への影響が懸念されるため、県に「二〇一〇一交流拡大プロジェクト県市町連携推進会議」が設置され、主要事業として、食を観光に活用することや、ジョパーク推進をテーマとした観光振興に取り組もうとしており、本市も参画したいと思っている。③坂本龍馬が島原において何事かを成し得たわけではないが、その後、長崎で海援隊を結成し活躍しており、そこに向かう長崎の地で最初に通ったことは、こじつけではないが、ある意味では売りになると思っている。また、観光面では九州横断ルートで栄えてきた歴史があり、有明海を通して熊本との連携を深める上でも意義があると思っている。④寄附を募ることは、PRをする意味でも意義があると思いい、お願いしたところである。

【その他の質問項目】

◇有明海問題と本市漁業への影響について

◇島原健康半島構想について



日本共産党 島田 一徳 議員

▼国民健康保険について

Q 市民の税金負担は限界だ。一般会計からの繰り入れで、国保会計維持と税負担の軽減をすべきだと思いがどうか。

A 総務省の通知により事務費、保険給付費、保険基金安定制度関係への繰り入れは行っているが、保険税の引き下げのための繰り入れは考えていない。

Q 国保財政がきびしくなったのは、国庫負担金削減と制度変更が原因。負担金を元に戻せと要求する考えはあるか。

A 公費負担の額は変わっていない。医療給付費が十年前に比べ伸びているようだ。

Q 後期高齢者医療制度の今後の見通しはどうか。また、国保制度の広域化は慎重を期すべきだと思いがどうか。

A 後期高齢者医療制度は、もとの保険に戻す案が出ている。広域化問題は各市町村の単独運営が限界にきているので財政措置を含めて県に関与してほしい。保険税が上らない仕組みづくりを期待する。

▼汚水処理について

Q 不法投棄による汚染で、湯江川の生物の死滅がたびたび起きている。法の規定はどうなっているか。また、市の指導と対策はどうなっているのか。

A 家畜排せつ物法は違反したものに、県知事が行政指導や勧告、改善命令を出せる。

いま島原振興局を中心に協議会を設立しており、ここを中心に対応していきたい。

Q 汚染された川の水の検査はしたのか。

A 翌日に川の水を採取して検査したが、問題はなかった。

▼都市計画区域の変更について

Q 都市計画区域線引きの見直しで旧有明地区住民の生活にどのような影響があるか。

A 準都市計画区域になると大型店の出店に歯止めがかかる。建物の建築は建築基準法に基づく手続きが必要になる。

▼有明海再生について

Q 諫干南部水門から大量の腐った泥水が瑞穂漁協、国見漁協、有明漁協、島原漁協へと流れていくのを一生、指をくわえて眺めていくつもりか。

A 南部排水門は調整池内の流動促進と常時水位を保つためのものと伺っている。

【その他の質問項目】

◇ごみ処理問題について



政策研究会

清水 宏 議員

▼市債、基金、合併特例債の各残高について

Q 市財政現状把握のため、①市債(借金)、②基金、③合併特例債の現在の残高は幾らか。

A ①平成二十二年八月末現在で約百八十五億円、②二十二年度末見込み残高で約六十億円、③合併特例債の残高は約八十八億円である。

▼一年後の検証について

Q 白土湖の水藻の除去のシステムほどのようになっているのか。

A 藻が昨年の夏、白土湖全域でひどく発生したことから、大村市競艇組合の水草刈り取り船を借り、十月下旬から十一月にかけて除去作業を行った。今年は二回計画しており、一回目を七月下旬に実施した。

Q 島原城菖蒲園の開花の工夫、大村菖蒲園との比較はどうか。また、城壁の除草が年一回しか行われていなかったが、今回除

草したのはなぜか。

A ここ数年、シヨウブの生育状況が悪く、対策として株分けにあわせ土の入れかえを行ったところ改善が見られた。大村菖蒲園は、面積的に一・五倍程度広く、株数も二倍余り多いが品種はほぼ同じような状況。城壁の除草は、夏休みで訪れた観光客やお盆で帰省された方々に一時期でもきれいな石垣をごらんいただきたいと思い七月中旬から作業し、雑草が繁茂する夏の時期に除草を行った。

Q 長浜護岸工事と風致地区の考え方は。

A 自然のままの白い砂浜や松が残る猛島海岸あたりも当然保全していかなければならないが、背後地の方々の生命、財産も守るためには護岸工事等も必要と考えている。

Q 白水川沿岸の高潮問題の根本的対策をどう考えているのか。県、市、地元住民、警察、消防)が一体となり、継続的、定期的な話し合いの場、組織を具体的に立ち上げるのが先決ではないか。

A 抜本的対策としては、土地のかさ上げが必要と考える。

▼市議、市職員の税金滞納

Q 市議、市職員の税金滞納の有無は。
A 平成二十一年度末現在、滞納者なし。



政策研究会

林田 勉 議員

▼新庁舎建設について

Q ①現在の検討内容と進捗状況、②検討委員会の答申についての感想、③まちづくりの核としての市庁舎の位置とあり方、④財源と市民負担、⑤今後の想定スケジュールについてお聞きしたい。

A ①新庁舎建設整備懇話会で一年間論議をし、提言をいただいたので、答申の内容を受け、議会とも相談し詰めていく必要がある。②早急に基本的な構想をまとめて、それをもとに議会とも相談し、今の提言に沿って進めていきたい。③財政面、まちの歴史、交通の便、そして現在地及びその周辺を活用した建てかえが望ましいという答申の内容を踏まえながら検討していく必要がある。④計画的な財源の確保に努め、事業の円滑な推進を図っていくような形で財源確保に努めていく必要がある。⑤基本構想の策定、基本計画、実施計画に取り組み、議会と相談しながら進めたい。

▼全国学力テストについて

Q 県、全国と比べてここ三年間の島原市

の結果と、またどう判断しているのか。

A 小・中学校ともに国語、算数、数学では基本的な部分の知識領域では改善の傾向にあるが、小学校の国語と中学校における国語、数学の活用領域に、まだ課題があると思っている。

Q 今後の課題と取り組みはどうか。

A 県でもそれぞれの市に対して調査結果の分析等で指導がなされており、本市では各学校で学力向上プランをつくっている。今後はこの学力向上プランを中心に各学校できめ細やかな指導を進めていきたい。

▼幼児・児童虐待防止について

Q 通報発見から対応、措置はどのようになっているのか。

A 通報があった場合、市は二十四時間以内に児童の安全確認を行う。できない場合には県に報告し対応してもらう。市の窓口は家庭児童相談室、県はこども・女性・障害者支援センターが窓口となる。

Q 市として各機関との連携、防止策はあるのか。

A 早期発見は難しいので、関係機関と要保護児童対策地域協議会を組織し、情報交換や必要な支援内容などを協議している。

委員会活動

9月9日の本会議で付託された議案について、総務委員会（9月10日）、産業建設委員会（9月13日）、教育厚生委員会（9月14日）、及び予算審査特別委員会（9月16日）を開き審査しましたので、概要をお知らせします。

総務委員会

付託された議案五件を審査しました。

○第四十一号議案 島原市職員の育児休業等に関する条例及び島原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、配偶者が育児休業をしている職員についても育児休業をすることができるようにする等、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするもの。

〔質疑〕現行制度では、育児休業の取得は原則一回だが、今回の改正案では子の出生の日から五十七日間以内に最初の育児休業をした職員は特別な事情なくとも再び育児休業をすることができるようになっている。五十七日間という期間はどのような理由で定めたのか。

〔答弁〕国の人事院規則において、子の出生の日と産後休暇の八週の期間を考慮して五十七日間を定めており、当該期間を基準として条例において五十七日間と定めたものである。

このほか、育児短時間勤務と部分休業、育児のための時間外勤務の免除等について質疑があり、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第四十四号議案 島原地域広域市町村圏組合規約の変更について

国の広域行政圏施策の見直し及びふるさと市町村圏基金の廃止に伴い、島原地域広域市町村圏組合規約を変更するため、地方自治法第二百九十条の規定により議会の議決を経ようとするもの。

〔質疑〕第四十四号議案と第四十五号議案の関連性はどのようなものか。

〔答弁〕島原地域広域市町村圏組合規約には広域圏でするいろんな事業をうたっている。その中にふるさと市町村圏基金の取り扱いはもうたつてある。今回、金の取り扱いが廃止されたことに伴い、国の取り扱いが廃止されたことに伴い、ふるさと市町村圏基金を廃止するため、まず、事務の部分を削除するというのが第四十四号議案である。第四十五号議案は、ふるさと市町村圏基金の廃止に伴いその事務で取り扱っていた財産をそれぞれの出資団体に返還する方法についてうたっている。

このほか、ふるさと市町村圏基金の事業内容、廃止の理由等について質疑があり、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第四十五号議案 ふるさと市町村圏基金の廃止に伴う財産処分について

ふるさと市町村圏基金の廃止に伴う財産処分に関する協議を別紙のとおり定めること

とについて、地方自治法第二百九十条の規定により議会の議決を経ようとするもの。

〔質疑〕ふるさと市町村圏基金の廃止に伴い本市に出資金等が返還される時期はいつになるのか。

〔答弁〕返還されることになる額は、出資金と運用益金、合わせて、三億三千六百八十三万八千八百八円であるが、返還の時期は来年三月末の予定である。

採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第四十六号議案 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について

県央広域圏西部地区塵芥処理一部事務組合が平成二十二年三月三十一日をもって解散し、長崎県市町村総合事務組合から脱退することに伴い、長崎県市町村総合事務組合規約を変更するため、地方自治法第二百九十条の規定により議会の議決を経ようとするもの。

〔質疑〕長崎県市町村総合事務組合から脱退する一部事務組合の組織の概要はどのようなものか。

〔答弁〕当時の旧森山町、旧飯盛町、旧吾妻町、旧愛野町、旧千々石町で構成されている組合である。

採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第五十三号議案 平成二十一年度島原市
交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算

地方自治法第二百三十三条第三項の規定
により、議会の認定を受けようとするもの。

歳入決算額千二百三十八万七千三百円、
歳出決算額千二百二十九万三千七百二十八円
円、差引百九万三千三百七十五円を基金に
繰り入れる。

〔質疑〕見舞金の内訳、加入者数と加入率、
基金の残高はどうなっているのか。

〔答弁〕見舞金は、八十八件の七百三十九
万五千円の支払いをしている。加入者
は二十一年度が二万七千七百七十五名、加
入率が五十五・七％である。また、
基金の残高は、二十一年度末の残高が
六千九百九十二万三千四百十三円とな
っている。

このほか、有明地区の加入率、二つの制
度の給付内容等について質疑があり、採決
の結果、認定することに決定しました。

産業建設委員会

付託された議案五件を審査しました。

○第四十七号議案 市道路線の認定につ
いて

市道路線を認定するため、道路法第八
条第二項の規定により、議会の議決を経よ
うとするもの。



新たに道路を整備する予定箇所

〔質疑〕現況は何ら交通には支障がなく道
路の必要性は感じないが、今回認定を
受けようとする理由は何か。

〔答弁〕付近に雲仙自動車学校が移転する
予定であり、そこに入る道路が現在は
一本しかなく、朝晩は非常に多くの車
両が通行し、県道愛野島原線に出るの
も難しい状況になると思われるため、
新規の道路を整備する計画をしている。

このほか、計画道路の段階での市道路線
認定の必要性等について質疑があり、採決
の結果、原案のとおり可決することに決定
しました。

○第五十二号議案 平成二十一年度島原市
温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算

地方自治法第二百三十三条第三項の規定
により、議会の認定を受けようとするもの。

歳入決算額八千四百六十一万二千三百二
十円、歳出決算額六千三百四十九万五千六
百八十六円、差引二千二百一十一万六千六百三
十四円の繰越決算。

〔質疑〕一般会計からの繰り入れは幾らか。

〔答弁〕平成二十年度は燃料の高騰があり、
二千四百三十万円を繰り入れていたが、
二十一年度は当初予算と同じ千四百万円
円の繰り入れを行っている。

このほか、収入未済額への対応、温泉事
業の経済効果等について質疑があり、採決
の結果、認定することに決定しました。

○第五十五号議案 平成二十一年度島原市
島原都市計画事業安中土地区画整理事業特
別会計歳入歳出決算

地方自治法第二百三十三条第三項の規定
により、議会の認定を受けようとするもの。
歳入決算額五千六百二十二万九千七百七十二
円、歳出決算額二千六百九十九万四千九十九円、
差引三千三百八十二万二千三百三十三円の繰越決算。

〔質疑〕土地区画整理事業を民間に委託す
ることはできないのか。

〔答弁〕都市計画事業で進めているので民
間に委託するのは非常に難しいが、宅
建協会などとタイアップして進められ

ないか検討している。
このほか、坪単価の見直し等について質
疑があり、採決の結果、認定することに決
定しました。

○第五十六号議案 平成二十一年度島原市
有明町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

地方自治法第二百三十三条第三項の規定
により、議会の認定を受けようとするもの。

歳入決算額六億六千七百七十五万四千六
百円、歳出決算額五億六千七百七十七万五千四百四十
円、差引三千九百五十七万九千五百六十六円の繰越
決算。

〔質疑〕水道管の本管から住宅までが離れ
ており、給水を受けるためには、市道
にも水道管を布設する必要がある場合
でも個人負担はあるのか。

〔答弁〕市道であっても本管から先の部分
の給水管は個人負担となる。
このほか、市が新たに水道管を市道に布
設するための条件、布設がえの一メートル
当たりの単価等について質疑があり、採決
の結果、認定することに決定しました。

○第五十八号議案 平成二十一年度島原市
水道事業会計決算

地方公営企業法第三十条第四項の規定に
より、議会の認定を受けようとするもの。
収益的収支では、収入四億五千三百六十
五万二千六百七十九円、支出四億五千百五

十四万八千円。資本的収支では、収入一億五千七百十五万二千七百六十円、支出二億八千六百六十万八千八百三十七円で、不足一億二千九百四十五万六千七百七十七円は、過年度分損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金で補てんされている。

〔質疑〕大規模な改修の計画はあるのか。

〔答弁〕有明簡水を二十五年度までに統合し、島原上水に二つある簡水を二十六年度から二十八年度までに統合する。その後、二十八年度以降に各浄水場等の整備を計画しており、その総事業費が四十億円程度見込まれている。

このほか、簡易水道事業が終わる時期、水道料金の設定方法等について質疑があり、採決の結果、認定することに決定しました。

教育厚生委員会

付託された議案七件を審査しました。

○第四十二号議案 島原市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

新たに父子家庭における父と子を福祉医療費の支給の対象とするため、この条例を改正しようとするもの。

〔質疑〕福祉医療費の受給資格に所得制限はあるのか。また、父子家庭の支給対象者は何人か。

〔答弁〕父子家庭の父にも所得制限があり、扶養がいらない場合は百九十二万円、扶養が一人ふえるごとに三十八万円の追加となる。また、養育者が対象の場合、扶養がいらないときは二百三十六万円、配偶者が重度障害者である場合も、扶養がいらないときは二百三十六万円、ともに扶養が一人ふえるごとに三十八万円の追加となる所得制限がある。支給対象者数は、父子家庭の父で百九人、子供で約百五十人と予想している。

このほか、事実婚の定義、事実婚解消の認定方法、市の実質的調査権限、現物給付等について質疑があり、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第四十三号議案 島原図書館設置条例の一部を改正する条例

市の組織・機構の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするもの。

〔質疑〕今回の改正理由は何か。

〔答弁〕さきの議会において「課」を「グループ」に改める条例改正を一括して上程したが、確認した結果、この条例だけが改正されないままになっていたことが判明したためである。チェックが甘かったと反省している。採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第四十九号議案 平成二十二年島原市老人保健特別会計補正予算(第一号)

千六百九十三万七千円を追加し、予算の総額を千七百六十四万六千円とするもの。

〔質疑〕この制度は後期高齢者医療制度が始まってから廃止されたが、対象年齢は何歳以上だったのか。また、この特別会計は何年まで続くのか。

〔答弁〕対象年齢は後期高齢者医療制度と同じく七十五歳以上である。また、過去の医療費を清算する必要があるため、三年間、この会計を維持することになっている。今年度が最終年度になる。採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第五十一号議案 平成二十一年度島原市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、議会の認定を受けようとするもの。歳入決算額六十九億八千六百一十八万五千二百六十六円、歳出決算額六十八億九千八百三十七万五千七百六十三円、差引八千七百六十四万二千七百六十三円の繰越決算。

〔質疑〕ここ数年、医療費の値上がりとのイタチごっこで、医療費が上がったから国保税も上げるといふ答弁があつているが、病院にかかる前の健康管理維持のために、市は具体的にどういう取

り組みをしているのか。

〔答弁〕保険給付費は毎年数パーセント上がっているが、これを抑えるため、ケーブルテレビ等を利用した健康体操を検討してきた。しかし、放送する費用の見積りをとったところ高額であったため、まだ踏み切れない状況である。

このほか、健康体操、一般財源からの繰り入れ、保険給付費の推移、総医療費に占める疾病の割合、特定健診受診率の目標値、がん検診受診率の目標値等について質疑があり、採決の結果、認定することに決定しました。

○第五十四号議案 平成二十一年度島原市老人保健特別会計歳入歳出決算

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、議会の認定を受けようとするもの。歳入決算額一億二千三百二十三万八千五百一十一円、歳出決算額一億六百三十万六千七百七十七円、差引千六百九十三万七千四百三十四円の繰越決算。

採決の結果、認定することに決定しました。

○第五十七号議案 平成二十一年度島原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、議会の認定を受けようとするもの。歳入決算額五億四百六十三万三千八百八十円、

歳出決算額四億九千四百九十三万五百十五円、差引九百六十九万九千八百六十五円の繰越決算。

〔質疑〕後期高齢者における疾病の割合と、本市の特徴は何か。

本市の特徴は何か。

〔答弁〕本市の一位が高血圧疾患で九・七％、二位がその他の心疾患で七・八％、三位が脳梗塞で六・五％、四位が骨折で五・九％、五位が腎不全で五・二％になっている。特徴的なものは、その他の心疾患が県平均よりかなり高く、脳梗塞は逆に〇・六％低くなっている。また、腎不全が県平均よりも一％ほど高く、糖尿病についても県平均より一％ほど高い状況にある。

このほか、健康管理維持対策、後期高齢者医療費の推移、現役世代の費用負担等についての質疑があり、採決の結果、認定することに決定いたしました。

○第五十九号議案 建設工事請負契約の締結について

第一小学校解体工事請負契約の締結について、議会の認定を受けようとするもの。

〔質疑〕監督職員は具体的にどのような立場の者を選任するのか。また、資格は必要なのか。

〔答弁〕教育委員会の技術職員二名を監督職員にしたいと考えている。監督職員に特に資格というのはいらないとされ

ているが、教育委員会にいる技術職員は技師であり、各工事の現場代理人と管理委託業者の技術者と打ち合わせをしながら工事を進めていくことになる。このほか、仮契約書のかし担保条項、建設工事と監理業務の関係等についての質疑があり、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。



第一小学校改築の現場を視察する委員

予算審査特別委員会

付託された議案一件を審査しました。

○第四十八号議案 平成二十二年度島原市一般会計補正予算(第二号)

一億五千六百六十二万八千円を追加し、予

算の総額を二百七億百八十二万七千円とするもの。

〔質疑〕龍馬像の活用方法はどうか考えているのか。

〔答弁〕サッカーが好きな子供たちにとって、サムライブルージャパンは龍馬像だけではなく夢と希望を持たせるものであり、社会人にとってもインパクトが残っていると思う。そういう面を生かしながら国体に向けた活用、さらにジオパークとセットにした活用が期待できる。多額の経費をかけて設置するので、今後さらに価値あるものにした形で活用していきたいと考えている。

〔質疑〕満喫島原の幸宿配事業はどのような事業なのか。

〔答弁〕雇用創出のため全体事業費の半分以上は人件費として利用しなければならぬという条件があり、受託した業者はハローワークを通じて採用することになる。提供する料理の材料費は、一食当たり五百円程度を想定しており、宿配方法のイメージは、島原からの贈り物ということで風呂敷的なものに包んだ形でお届けできればと考えている。このほか、鉄道輸送高度化事業費補助金、フットボール場整備に関する委託料、海外観光客等もてなし語学研修事業等について質疑があり、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

市議会からのお知らせ

インターネットで 島原市議会会議録が検索できます。

市議会の審議の様子や市政に対する一般質問の内容などを市民の皆様へ広くお知らせするため、市議会ホームページに市議会会議録を掲載しております。

ことばや発言者など、さまざまな方法で簡単に検索できますので、ご活用ください。

会議録は、平成5年以降のものを閲覧・検索することができます。

島原市議会のホームページアドレスは <http://www.city.shimabara.lg.jp/gikai/>



島原復興アリーナに移設された龍馬像

9 月 定 例 会 付 議 事 件

事 件 名	議決結果
議第3号議案 島原市有明町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例	原案否決
報告第4号 平成21年度島原市一般会計継続費精算報告について	報 告
報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	報 告
第41号議案 島原市職員の育児休業等に関する条例及び島原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第42号議案 島原市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第43号議案 島原図書館設置条例の一部を改正する条例	原案可決
第44号議案 島原地域広域市町村圏組合規約の変更について	原案可決
第45号議案 ふるさと市町村圏基金の廃止に伴う財産処分について	原案可決
第46号議案 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	原案可決
第47号議案 市道路線の認定について	原案可決
第48号議案 平成22年度島原市一般会計補正予算（第2号）	原案可決
第49号議案 平成22年度島原市老人保健特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第51号議案 平成21年度島原市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	認 定
第52号議案 平成21年度島原市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算	認 定
第53号議案 平成21年度島原市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算	認 定
第54号議案 平成21年度島原市老人保健特別会計歳入歳出決算	認 定
第55号議案 平成21年度島原市島原都市計画事業安中土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算	認 定
第56号議案 平成21年度島原市有明町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算	認 定
第57号議案 平成21年度島原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	認 定
第58号議案 平成21年度島原市水道事業会計決算	認 定
第59号議案 建設工事請負契約の締結について	原案可決
第50号議案 平成21年度島原市一般会計歳入歳出決算	継続審査
第60号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について（金子加代子氏）	同 意
第61号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について（松本力氏）	同 意
第62号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について（平野美緒子氏）	同 意
第63号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について（上田幸治氏）	同 意
議第4号議案 島原市議会議員定数条例の一部を改正する条例	原案可決

市議会からのお知らせ

委員会のテレビ放映を始めました。

島原市議会には3つの常任委員会と、必要に応じて予算審査特別委員会が設置されています。その委員会の活動を市民の皆様幅広くお知らせするため、ケーブルテレビで委員会の様子を放映しています。

定例会終了後1週間以内を目途に放映しています。ぜひ、ご覧ください。

島原市議会 地域活性化シンポジウム

がまたせ 島原 まちづくり

市民にできること！議会にできること！！

平成22年11月26日(金)

島原文化会館大ホール 午後6時30分開会

(講師の活動内容紹介)

豊重哲郎氏(68才)



鹿児島県の大隈半島にある鹿屋市の柳谷集落、通称「やねだん」。10年ほど前までは人口300人、65歳以上が4割という「過疎高齢化」の集落だ。

しかし、リーダーの豊重氏を中心に集落の人々が立ち上がる。柳谷集落が目指したのは「行政に頼らない地域再生」。集落総参加で労力や経験を出し合い、オリジナル焼酎づくりなど独自の商品開発で自主財源を増やし、住民の創意工夫で福祉や教育を充実させていった。

豊重氏の公民館長就任をきっかけに、「住民一人ひとりが地域づくりの主演」を信念に自立への歩みを進めている。そして、自主財源はみるみる増え、ついにはすべての世帯にボーナスが配られるほどに。

実践に裏打ちされた豊重氏の“ユニークな講演”をぜひあなたも会場で！

《主なテレビ出演》

TBS「夢の扉」

南日本放送 やねだん～人口300人 ボーナスが出る集落～

木村俊昭氏(50才)



昭和59年小樽市に入庁。歴史的建造物を活用した全国初のライトアップ、東京から老舗ガラス工房を誘致して「ガラスのまち・小樽」として、ブランド化に成功。この手腕を買われ、平成18年には内閣官房・内閣府企画官として出向。平成21年より農林水産省大臣官房政策課企画官。主に農林水産業を中心とした「地域と大学との連携」、農商工連携等を担当。

年間約4,000人と名刺交換をして地域活性化について語り、勇気づけるその仕事ぶりから、「スーパー公務員」「地域活性化の伝道師」との異名も。NHKの番組「プロフェッショナル 仕事の流儀」にも取り上げられ、全国各地を講演や現地視察で飛び回る。

“人の心に種火をつける”といわれる

木村氏の熱い語りは一見の価値あり！

《主なテレビ出演》

NHK「プロフェッショナル 仕事の流儀」

TBS「キズナ食堂」

編集後記

本号が皆さんのお手元に届くころには、すっかり秋も深まった頃だと思えます。ことしの夏の暑さは異常でしたね。それが証拠に各地で猛暑日、熱帯夜が連日続いたそうです。

九月定例会では、幾度となく協議、検討していましたが、議会議員定数を二十三人から二十一人に削減する条例案を賛成多数で可決しました。

これからもよりよい紙面づくりに心がけてまいります。

議会に対する市民皆様のご意見等をお寄せください。

議会だより編集委員会

- 委員長 濱崎 清志
- 副委員長 山下 博正
- 委員 永田 光臣
- 委員 種村 繁徳
- 委員 中川 忠則
- 委員 北浦 守金
- 委員 本多 秀樹
- 委員 園田 智也

今後の議会活動のおしらせ

次回の十二月定例会は、十二月二日(木)に開会予定です。

詳しくは議会事務局までお尋ねください。

TEL 0957-62-8027